千葉市障害児等保育審査指導委員会設置条例をここに公布する。 平成22年3月23日

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第43号

千葉市障害児等保育審査指導委員会設置条例 (設置)

第1条 本市は、千葉市障害児等保育審査指導委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1)障害児及びこれに準ずる児童(以下「障害児等」という。)の保育所における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づく保育の実施(以下「保育の実施」という。)の適否に係る判定に関する事項
 - (2) 障害児等の保育所における適切な保育の実施に係る処遇に関する 事項
 - (3) その他障害児等の保育に関し市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3)保育関係職員
- (4)関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も、同様とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会 長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて 意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。